

デジタル人材育成事業に係る企画提案競技審査委員会設置要綱

令和4年6月17日制定

(設置)

第1条 デジタル人材育成事業に係る提案競技の実施にあたり、募集内容、選定方式、評価基準を作成し、企画提案書等を評価の上、業者を選定するため、デジタル人材育成事業に係る企画提案競技審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、次の者をもって組織する。

総合政策部デジタル推進課課長補佐

総合政策部政策推進課長補佐

産業振興部商工振興課長補佐

産業振興部商工振興係長

2 委員長は、商工振興課長補佐をもって充てる。

(職務)

第3条 委員長は、会務を掌理し、委員会を代表する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代理する。

3 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(解散)

第5条 委員会は、所期の目的が達成された時点で解散する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、商工振興課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。